

医政地発1015第1号
平成26年10月15日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局
地域医療計画課長

災害拠点病院への傷病者受入れ体制の確保について（通知）

災害拠点病院については、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療通知」という。）において、その指定要件として、傷病者の受入れに当たり、「24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること」等を定めているところである。

今般の平成26年8月豪雨では、別添1のように、周辺道路が冠水して傷病者の災害拠点病院へのアクセスに支障が生じたり、停電に伴い、医療機器の一部が使用できず、通常時と同様の診療対応が困難となる事案が発生した。

都道府県は、災害時においても医療機関の機能が維持されるよう、災害医療に係る医療提供体制を整備する必要がある。

については、貴職におかれては、下記のとおり、管下の災害拠点病院における被災想定とその対策、周辺道路冠水によるアクセスの支障及び自家発電能力の実態調査を行うとともに、それぞれの課題を把握した場合には適切な対応を行い、災害拠点病院の傷病者の受入れ及び診療体制の充実強化を図られたい。

記

1. 管下の災害拠点病院に対して、別添1の事案を周知すること。
2. ハザードマップ等で被災が想定される場所に災害拠点病院が立地していないか、別添2の調査表を参考に、管下の災害拠点病院に対して調査を実施すること。また、被災が想定された場合には、その対策について検討すること。

なお、調査結果については、以下のとおり報告されたい。

- ① 調査対象： 平成 26 年 4 月 1 日現在における災害拠点病院
- ② 調査内容： ハザードマップ等による災害拠点病院の被災想定と
その対策及び周辺道路冠水によるアクセス支障の調査
(別添 2 の調査表のとおり)
- ③ 提出期限： 平成 26 年 11 月 7 日 (金)
- ④ 提出先： 厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室 生駒
- ⑤ 提出方法： 電子メール

3. 災害時において、救急車等の車両、徒歩来院患者及び病院職員の、病院へのアクセスに支障が生じるおそれがないか、消防機関、市区町村の防災部署等と連携しながら確認を行うよう、管下の災害拠点病院に対して指導を行うこと。また、アクセスに支障が生じると想定された場合には、その対応について検討するよう、当該病院に対して指導を行うこと。

4. 管下の災害拠点病院について、「通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。」の指定要件に合致しているか、総点検を実施すること。また、指定要件に合致していない場合には、可及的速やかに対策を講ずること。

都道府県からの照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室

電 話 03-5253-1111

FAX 03-3503-8562

災害医療対策専門官 生駒 隆康 (内線 2558)

災害時医師等派遣調整専門官 水野 浩利 (内線 4130)

E-mail ikoma-takayasu@mhlw.go.jp

E-mail mizuno-hirotoshi@mhlw.go.jp

平成26年8月豪雨における
市立福知山市民病院へのアクセス支障等について

1. 市立福知山市民病院の概要

- [構造] 鉄筋コンクリート造（免震構造）
地上7階、地階なし（一部地下1階）、屋上ヘリポートあり
- [病床数] 354床
- [主な指定] 地域災害拠点病院（平成9年3月21日指定）
地域救命救急センター（平成24年3月30日指定）
- [被災想定] 由良川水系の氾濫により浸水深2～3mの浸水が想定
（おおよそ100年に1回程度起こる規模の大雨による）
※福知山市防災ハザードマップ（平成18年3月1日）

2. 周辺道路の冠水被害の状況と具体的対応策

- 平成26年8月16日から17日にかけて、京都府福知山市で非常に激しい大雨となり、福知山市市街地が広範に冠水。（福知山市の24時間降水量303.5ミリ（8月17日05:50まで）、観測史上1位を更新）
- 市立福知山市民病院への浸水被害なし。
- 主に2本ある同院へのアクセス道路を含めた周辺道路が冠水したため、8月17日午前3時から午後1時までの10時間にわたり、救急車の同院への乗入れが困難な状況発生。
- この間、4名の患者が同院へ救急搬送されたが、高台の道路に救急車を止め、そこからポート、ストレッチャーにより搬入。徒歩による救急患者の来院も困難。
- 京都府においては、今後、医療従事者及び消防機関等による検討会議を設置し、患者搬送体制の検討を行う予定。

3. 落雷による停電被害の状況と具体的対応策

- 8月17日午後6時頃の落雷による停電に続き、8月17日午前1時頃の落雷により再度停電が発生。同院では、自家発電機の運転により電力を確保して診療を継続。
- 度重なる停電によって受電設備部品に損傷があり交換が必要であったが、交通機関の運休や交通規制等により部品調達に時間を要し、交換作業完了まで自家発電機による電力供給を続けた。
- その間、大型医療機器の稼働は瞬間的に大きな電力を消費することから、自家発電機の発電能力を超え、自家発電機自体が故障してしまうため、CTやMRIの使用を制限。
- 停電時に同院へ受入依頼された2名の救急搬送患者は、近隣の2次救急病院へ搬送して対応。
- 同院においては、電気回路を改修し、CT等が非常用電源でも使用できるよう対応済。

